

令和５年度 第３回成年後見制度利用促進に関する検討会 議事録（会議要録）

〔会議概要〕

日時	令和６年２月９日（金）午後１３時１５分から午後１４時１５分まで	
場所	佐倉市役所 社会福祉センター 地下 研修室	
会議次第	１．開 会 ２．あいさつ ３．議 事 （１）「第２期 佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」について ア 計画（案）について（報告） イ 意見公募結果について（報告） （２）今後の取り組みについて （３）その他 ４．閉 会	
出席委員 （委員７名 ・オブザー バー２名）	委員	佐久間 貴幸（千葉県弁護士会） 菊池 薫子（千葉司法書士会） 高美 修次（千葉県社会福祉会） 板垣 聡大（千葉県行政書士会） 深沢 孝志（佐倉市社会福祉協議会） 小平 和俊（佐倉市障害者生活支援センターアシスト） 下原 良子（佐倉市佐倉地域包括支援センター） オブザーバー 澤田 達也（千葉家庭裁判所） 和久 昌弘（千葉家庭裁判所佐倉支部）
事務局	福祉部 高齢者福祉課 障害福祉課 佐倉市社会福祉協議会	部長：山本 淳子 課長：滋野 淳治 包括支援班長：岡本 崇広 包括支援班：小野木 克利、前田 翔平 課長：松澤 則寛 施策推進班長：土屋 大輔 権利擁護グループリーダー：鳴海和久 権利擁護班長：岡本祥子 福祉活動専門員：中村 圭紀
その他	一般傍聴者：０名	

〔議事要録〕

発言者	内容
事務局	<u>開会</u>
福祉部長	<u>開会にあたりあいさつ</u>
事務局	<u>委員出欠状況確認</u>
	過半数の出席を確認し、本会議が有効に成立していることを事務局より報告（欠席者１名：四方田委員）。
	<u>議事開始につき会長に議長を依頼</u>
会長	<u>会議の公開、会議録の作成方法の確認</u>
	前回と同様個人情報に触れる部分は非公開とし、それ以外は公開とする。会議録の作成方法については、委員氏名を記載せず、要約した意見のみ掲載する。また、会議録を作成するために会議を録音する。
	<u>傍聴人がいないことを確認</u>
事務局	<u>議事（１）「第２期 佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」について</u>
	<u>ア 計画（案）について（報告）</u>
	<u>イ 意見公募結果について（報告）</u>
	昨年１１月８日に市長、副市長及び各部長からなる市の政策調整会議に諮り、誤字の修正や表記・表現の一部修正はあったが内容自体に関わる大きな修正が必要な意見はなく、指摘事項の修正を経て１２月４日から１８日までの１５日間、パブリックコメントを実施。
	パブリックコメントで寄せられた意見は資料２に記載。公募期間中に２回メールがあったが、同一人物から同内容の意見だったために１件として記載。この意見については計画の内容に関する意見というよりも周知啓発方法に関する提案であったため、成年後見支援センター受託者である社会福祉協議会と内容を共有し、来年度以降の参考としていく。
	以上の経過は１月１０日に市長へ報告済。本日晒した資料１を最終案として、今後市長決裁を経て３月に第二期計画を公表したいと考えている。なお、本日は議題とせず報告としている。
	また、２月６日にＣ委員から計画案に対する修正意見（資料３）をＦＡＸにて受領。意見の内容は計画の内容を大きく変えるものではないが、基本的には政策調整会議からパブリックコメントを経て報告を終えたものについては、その後の修正ができないため、意

	見のうちから、字体等軽微な修正について可能な範囲で対応していきたいと考えている。 以上。
C委員	修正意見として挙げたものは文書の体裁を整えるという程度の内容。計画は市民にも公開するものなので、可能な範囲で対応していただければ。
会長	いただいた意見のとおり修正した方が良くなる部分もあると思うので検討していただければ。 また、１５ページの図１についてはグラフの数値に誤りがあるため修正する必要があると考える。
事務局	どこまで修正できるか検討段階であるので、意見は参考にさせていただきます。
会長	<u>その他意見なし。本件は報告事項であるため決議は行わず。</u>
事務局	<u>議事（２）の今後の取組について</u> 資料１の計画案、３１以降で触れているように当市では「佐倉市成年後見支援センター」を「地域連携ネットワーク」の「中核機関」と位置付け、利用促進のための体制整備や機能強化を図ってきた。 中核機関の運営については、従来この検討会とは別に、中核機関である佐倉市成年後見支援センターが実施する年２回の「運営会議」で検討している。 運営会議には、検討会委員の皆様の内、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会からの選出された委員の皆様及びオブザーバーの家庭裁判所方が参加している。 来年度からは、この運営会議を拡充する形で、「地域連携ネットワーク協議会」として、地域連携ネットワークの機能強化に向けた意見をいただく場にしたいと考えている。 従来の運営会議には参加いただいていた行政書士会、学識経験者である四方田先生、地域包括支援センター及び相談支援事業所にも新たにご参加いただきたく、詳細については改めて相談したい。
C委員	本日初めて聞いた話なので驚いているが、団体の構成員数が少ないので参加できるのかなという印象を受けた。
会長	可能な限り参加いただければ。
G委員	声掛けいただければ参加したいと考えております。

D委員	同じく、声掛けいただければ参加したいと考えております。
会長	来年から拡大していくということなので、皆様にも引き続きご協力いただきたい。
事務局	<u>議事（３）その他</u> 参考資料「第７次佐倉市障害者計画・第７期佐倉市障害福祉計画」について。 現在は計画案がまとまった段階。本計画の中では権利擁護の部分で成年後見制度の促進に関して触れている。 計画自体は８０ページを超えるものだが、参考資料として、本検討会に関わってくる内容のみ抜粋している。 ３ページ目に記載しているが、本計画は障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）に基づく、４つの計画を一体のものとして策定中。 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法という法律があるが、令和４年にできた法律であり、障害者の方が障害を理由に情報を取得・利用しづらいということがないように、健常者と同じように情報取得・利用できるように配慮していくという法律。この法律も踏まえて本計画を策定している。 ４ページ目に記載しているが、本計画については３分野１０の施策ということで体系づけている。このうち成年後見の関係については、「（１）障害理解の促進」の中の「②権利擁護の推進」の部分にあたる。本計画は来年度から６年間の計画とし、施策を推進していく。障害のある人も障害のない人も障害に対する理解が深まることによって、権利擁護も進んでいくと考える。資料に記載はないが、障害のある人を対象にしたアンケート調査で約４割が日ごろ差別・偏見・疎外感を感じているという結果も出ているため、市としても重要な施策として捉えている。 権利擁護の推進については７ページ目に記載。権利擁護の推進として４つの主な事業内容を定めている。これは大きく３つに分けられると考えている。事業内容１と事業内容２は差別の解消に関するもの。改正障害者差別解消法が今年の４月から施行され、民間事業者にも合理的な配慮の提供が義務化されるようになる。市では協議会を設けており、協議会を通じて市民や事業者にも周知をしていく予定。 事業内容３の成年後見制度の適切な利用を促進し、権利擁護と意思決定支援を実施するということについては、関係機関ということで成年後見支援センターと障害者総合支援協議会と連携を図りながら、成年後見制度の適切な利用促進を進めていきたいと考えている。

オブザーバー A	本計画を策定するにあたり懇話会を開催しているが、有識者や障害のある当事者の方が構成員となっている。懇話会での意見として、8 ページ記載の日常生活自立支援事業についても成年後見制度と同じように、権利擁護の二本の柱として推進していくべきではないかと意見が出た。日常生活自立支援事業についても周知を図るという意味で、今回成年後見制度と日常生活自立支援事業の違いを明らかにするために、計画書に参考として日常生活自立支援事業について記載している。 本検討会とも協力をしながら、障害者を対象にした計画ではあるが、認知症高齢者と同じように、障害福祉課として推進していきたい。 佐倉市成年後見制度利用促進基本計画とは別に障害者福祉計画の中でも成年後見制度の利用促進を計画として位置づけたため、今回報告した。 行政における権利擁護の促進については本日資料で配布はしていないが、社会福祉課で策定中の地域福祉計画においても項目を設けて成年後見制度の周知啓発の強化、相談機能の強化、成年後見人等の支援の強化について触れているので、計画が策定されたらまた目を通していただきたい。 今年度は計画策定のために年度内に検討会を3 回実施したが、来年度は従来通り年1 回の開催を予定している。日程については地域連携ネットワーク協議会との兼ね合いもあるため、新年度になってから改めて調整したい。 最期になるが、来年度は年期2 年の委員の皆様の改選もあるので、改めて推薦元の団体に相談する。 各地の協議会等に参加しているが、佐倉市に参加するのは初めて。佐倉市成年後見制度利用促進基本計画について説明があったが、国の計画を踏まえたうえで、良く作られていると感じた。令和2 年に中核機関が設置されたが、中核機関として必要な4 つの機能、いわゆる広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能についても計画で触れられている。今後はこの機能をどう充実させていくかという段階に入ってきていると感じた。 冒頭では市民後見人の育成に力をいれていきたいと記載があるが、これについては5 ページにも記載があるとおりで現在市町村申し立てが件数としては一番多い状況。これは中核機関の機能面が充実して制度利用に繋がっているという一方で、後見制度が必要な本人に身寄り・親族がいないという傾向があると思う。そういった傾向が今後も続くと予想されており、そうすると専門職以外の第三者に後見人を依頼する必要も出てくる。そのため市民後見人
-----------------	---

オブザーバーB	の育成・活用という部分は重要になってくる。また、市民後見人に関しては後見事務の遂行にとどまらず、地域共生社会の実現に寄与するものと言われている。そのため家庭裁判所としても市民後見人養成講座等の実施には協力させていただきたいと考えている。 現場で働いているものとして、様々な機関が充実していく中で、裁判所の職員には、各機関について理解したうえで職務遂行することが必要と感じた。家庭裁判所内部でも今回の議題等を周知していきたい。 <u>その他意見なし。すべての議事が終了</u> <u>閉会</u>
----------------	---